

天理大学における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン

平成 23(2011)年 2 月 10 日

(目的)

1. このガイドラインは、天理大学（以下「本大学」という）における公的研究費の取り扱いに関し、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)等に基づき、公正かつ適正に取り扱うための基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. このガイドラインにおいて「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関の審査を経て交付される補助金等をいう。
②このガイドラインにおいて「研究者」とは、研究活動を行う本大学（附属施設を含む）の専任教職員をいう。

[第 1 節 機関内の責任体系の明確化]

(最高管理責任者)

3. 最高管理責任者は、本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長がその任に当たる。
②最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者が責任をもって研究費の運営・管理および研究活動に関する不正行為の防止がおこなえるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

4. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、副学長がその任に当たる。
なお、副学長を置かない場合は、学部長の中から学長が指名する者とする。

(部局責任者)

5. 部局責任者は、各部局における公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長・大学院研究科長および附属施設長がその任に当たる。

(事務・会計管理責任者等)

6. 事務管理責任者は、公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持ち、教育支援部長がその任に当たる。
②会計管理責任者は、公的研究費の管理および会計（出納）に関する実質的な責任と権限を持ち、財務部長がその任に当たる。
③担当責任者は、公的研究費に関する事務全般を監督するものと、公的研究費の執行を監督するものとし、財務部担当課長および教育支援部担当課長がそれぞれその任に当たる。

④事務処理担当者は、公的研究費に関する事務全般および会計処理等を実質的・直接的に担当するものとし別に定める職員（別表1—II）がその任に当たる。

（研究者および事務職員の責務）

7. 個々の研究者および事務職員は、公的研究費による研究の実施にあたって、本ガイドラインおよび関係法令を遵守するとともに、別に定める「天理大学研究者等の行動規範」に従い、誠実にそれぞれの業務を遂行しなければならない。

〔第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備〕

（ルール of 明確化・統一化）

8. 統括管理責任者および事務・会計管理責任者は、公的研究費に係る事務手続き等に関して必要な事項を定め、ガイドブックを作成するなど、その運用が明確かつ統一になるよう図らなければならない。

（事務処理手続きに関する相談窓口）

9. 教育支援部は、公的研究費に関する事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口となり、効率的な研究遂行を適切に支援する。

（職務権限）

10. 公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、「学校法人天理大学文書取扱規程」「学校法人天理大学規程管理規程」「学校法人天理大学事務組織規程」等、関係規程の定めによる。

②公的研究費の執行に関しては、「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」（別表1）により、適正な執行および効率的な研究遂行を図る。

（関係者の意識向上）

11. 統括管理責任者および事務・会計管理責任者は、研究者ならびに事務担当者の公的研究費に対する意識向上を図るために、「天理大学研究者等の行動規範」を周知徹底するとともに、必要に応じて適正執行に関する説明会の開催等をおこなう。

（不正行為に係る調査）

12. 公的研究費の執行・管理に関して不正またはその疑いがあり、統括管理責任者が調査の必要があると認めたときは、「天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（以下、「不正行為の防止に関する規程」という。）により、調査対象者の所属する部局責任者に通知するとともに、最高管理責任者に調査委員会の設置を求める。

（不正行為に係る懲戒）

13. 最高管理責任者は、前条の調査委員会の報告に基づき、不正行為を認定したときは、その事実および内容を理事長に報告し、処分については学内の定められた諸手続きを経て、「学校法人天理大学就業規則」により理事長が決定する。

〔第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施〕

(不正防止)

14. 最高管理責任者は、公的研究費の運営および管理に関して不正の発生する要因を把握し、不正防止計画を策定・実施する。

②前項の不正防止計画は定期的に見直すものとする。

(不正防止計画の推進)

15. 公的研究費の不正使用防止に関する諸施策の推進は、教育支援部が担当し、各局との連携のもと、次に掲げる業務をおこなう。

(1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握および検証

(2) 公的研究費に関わる不正発生要因の排除・改善策

(3) その他、不正防止計画の推進について必要な事項

〔第4節 公的研究費の適正な運営・管理活動〕

(関連法令等の遵守)

16. 公的研究費の運営・管理は、関連法令および関係規程等(別表2)の定めにより、公正かつ適正に実施されなければならない。

(適正な予算執行管理)

17. 部局責任者および担当責任者は、定期的に予算執行状況を把握するとともに、研究計画の遂行状況を確認し、適宜必要な措置を講じなければならない。

②物品購入および出張旅費や謝金等は、「経理規程」「天理大学科学研究費補助金事務取扱に関する内規」等に従い適正に執行されなければならない。

③部局責任者および事務・会計管理責任者は、納品検収および謝金対象者の勤務実態の確認等、研究費の管理体制を整備し、検証を行わなければならない。

(発注)

18. 公的研究費で物品を購入する場合は、その発注方法等が公正に行われることを担保するために、発注窓口を設け発注担当者が物品の発注を行うことを原則とする。

(納品検収)

19. 購入物品の納品検収を確実にこなうため、納品検収窓口を設け、検収担当者を配置する。

②検収担当者は、申請書と納品伝票等と現物を照合のうえ、納品伝票等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者について)

20. 公的研究費に関して、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、「不正行為の防止に関する規程」に基づき、不正を行った業者に対して、契約解除または一定期間取引停止等の措置を講じる。

(出張状況の把握)

- 2 1. 研究者の出張計画の実行状況等を把握するために、教育支援部は、当該研究者に必要な書類の提出を求め、出張の実態を確認する。

(非常勤雇用者の勤務実態の把握)

- 2 2. 非常勤雇用者の勤務状況を把握するために、その出勤簿を、人間学部・文学部・国際学部・大学院にあつては教育支援部、体育学部にあつては田井庄事務室、附属施設にあつては各施設の事務所に配置し、教育支援部、田井庄事務室、各施設の事務所がそれぞれ出退勤を管理する。

[第5節 情報の伝達を確保する体制の確立]

(使用ルールに関する相談窓口)

- 2 3. 公的研究費の使用ルール等に関しては、教育支援部および附属施設事務室が、学内外から寄せられる相談の窓口となる。

(通報・申し立ての受付窓口)

- 2 4. 本大学における公的研究費に関する不正行為の疑義に関する通報、申し立て等(以下「申し立て」という) および不正行為に関する相談に対応するため、学長室に受付窓口を設置する。

(申し立て受付等)

- 2 5. 学長室長は、調査の申し立てを受けたときは、統括管理責任者に報告する。
- ②統括管理責任者は、必要に応じ当該研究分野または財務管理に関わる者とともに、調査の必要性の予備的な調査を行い、その結果により採択するか否かを判断し、採否を受付窓口をとおして申し立て者に通知するものとする。
- ③統括管理責任者は、前項の状況を速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。
- ④統括管理責任者は、調査が必要と判断したときは、調査対象者の所属する学部、事務部局または附属施設の長に通知するとともに、最高管理責任者に調査委員会の設置を求め、「不正行為の防止に関する規程」により措置するものとする。

(不正防止への取組)

- 2 6. 部局責任者、事務管理責任者および会計管理責任者は、統括管理責任者のもとで「天理大学における公的研究費の不正使用防止計画」に基づき、行動規範や公的研究費の使用ルールが全教職員に浸透するよう方策を講じなければならない。

[第6節 モニタリングの在り方]

(モニタリングの実施)

- 2 7. 事務管理責任者は、担当責任者と連携して「天理大学における公的研究費の不正使用防止計画」に基づき、モニタリング調査を実施し、適正な運営を監督しなければ

ばならない。

(学内監査)

28. 公的研究費の運営・管理・事務取り扱い等全般について学内監査を行う。

②〔学校法人天理大学内部監査規程〕に基づき、内部監査室が学内監査を実施する。

〔第7節 ガイドラインの改廃〕

29. 本ガイドラインの改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. このガイドラインは、平成23年2月10日から施行する。

[別表 1] 「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」

I. 管理・責任者

最高管理責任者	学長	本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつ
部局責任者	各学部(研究科)長 および附属施設長	各部局における公的研究費の運営および管理について統括する実質的な責任と権限を持つ
事務管理責任者	教育支援部長	公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ
会計管理責任者	財務部長	公的研究費の管理および会計(出納)に関する実質的な責任と権限を持つ
担当責任者	監査室長	公的研究費の監査に関することを責任担当する
	学長室長	不正行為の疑義に関する通報、申し立て受付窓口の責任担当
	財務部担当課長	公的研究費の執行を責任担当する
	教育支援部担当課長	公的研究費に関する事務全般を責任担当する

II. 事務処理担当者

学内監査担当者	内部監査室職員	学内監査およびモニタリング等
発注担当者	総務部職員	物品の発注窓口等
検収担当者	総務部職員 総務部田井庄事務室職員 教育支援部職員 附属施設事務室職員	納品検収窓口等 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握
事務手続担当者	教育支援部職員 附属参考館職員	事務処理手続きの遂行および相談窓口等
会計処理担当者	財務部職員	公的研究費の管理および会計(出納)業務等
通報受付窓口担当者	学長室職員	不正行為の疑義に関する通報、申し立て受付窓口等

Ⅲ. 不正行為調査委員会

下記の委員は学長が任命し、委員長は統括管理責任者とする。

(1) 統括管理責任者	統括管理責任者<副学長>
(2) 学部長等	当該研究者の所属する学部・センター・附属施設・事務部局等の長
(3) 本大学教職員	本大学の専任教職員 <若干名>
(4) 監査室長	監査室長
(5) 学外有識者	必要に応じ学外の有識者 <若干名>

[別表2]「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する関係規程等一覧」

I. 文部科学省および独立行政法人日本学術振興会関係

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)
および同法施行令(昭和30年政令第255号)
- ・「(独立行政法人日本学術振興会)科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」
(昭和15年規程第17号)
- ・「科学研究費補助金取扱規程」(昭和40年文部省告示第110号)
- ・(文部科学省および独立行政法人日本学術振興会)「研究者使用ルール(補助条件)」
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月15日文部科学大臣決定)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
体制整備等の実施状況報告書の提出について(通知)
(平成19年5月1日文部科学省科学技術・学術政策局長)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
体制整備等の実施状況について(分析結果報告書)」について
(平成21年6月8日文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
体制整備等の実施状況報告書について(通知)
(平成21年9月10日文部科学省科学技術・学術政策局長)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
体制整備等の実施状況報告書について(通知)
(平成22年9月1日文部科学省科学技術・学術政策局長)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
体制整備等の実施状況報告書の様式の改訂等について(通知)
(平成22年12月17日文部科学省科学技術・学術政策局長)

II. 学校法人 天理大学関係

- ・「学校法人天理大学寄附行為」
- ・「学校法人天理大学文書取扱規程」
- ・「学校法人天理大学規程管理規程」
- ・「学校法人天理大学事務組織規程」
- ・「学校法人天理大学就業規則」
- ・「学校法人天理大学内部監査規程」
- ・「学校法人天理大学国内旅費規程」
- ・「学校法人天理大学海外旅費規程」
- ・「経理規程」

- ・「勘定科目および帳簿処理規程」
- ・「学校法人天理大学固定資産および物品管理規程」
- ・「財務情報の公開規程」

Ⅲ. 天理大学関係

- ・「天理大学学則」
- ・「天理大学大学院学則」
- ・「天理大学全学協議会規程」
- ・「天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」
- ・「天理大学における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」
- ・「天理大学研究者等の行動規範」
- ・「天理大学科学研究費補助金事務取扱に関する内規」
- ・「天理大学における公的研究費の不正使用防止計画」